

監査結果の概要	措置内容	措置状況
<p>第4章 監査の結果</p> <p>I. 委託契約の監査結果</p> <p>1. 委託契約事務の仕組みについての指摘事項等</p> <p>①見積合わせ等について</p> <p><意見-2></p> <p>数者見積りで応札1者という契約であれば競争性が確保されていても外形的には特命随意契約であるとも見られかねない。応札者が複数になるまでホームページで公表することを検討されたい。</p>	<p>令和2年3月26日付の庁内向けの通知にて、委託契約における留意事項として「見積り相手等が複数あるが、結果的に1者のみの応札・応募が続いている案件については、理由の分析を行った上で、引き続き競争性を高めることができるか等を検討する必要がある。」とあらためて周知した。引き続き競争性の確保に取り組んでいく。</p> <p>(行財政局)</p>	<p>他の方法で対応</p>
<p><意見-3></p> <p>非公募型の企画提案方式の採用は限定的・例外的であるべきことを周知徹底されたい。また、採用後は随意契約であることから、参加者数者で応札1者という結果であれば競争性が確保されていても外形的には特命随意契約であるとも見られかねない。非公募型の場合は応札者が複数になるまでホームページで公表することを検討されたい。</p>	<p>令和2年3月26日付の庁内向けの通知にて、委託契約における留意事項として「見積り相手等が複数あるが、結果的に1者のみの応札・応募が続いている案件については、理由の分析を行った上で、引き続き競争性を高めることができるか等を検討する必要がある。」と庁内に周知しており、指名型プロポーザル方式についても、引き続き競争性の確保に取り組んでいく。</p> <p>なお、平成29年9月に策定された「委託に関するプロポーザル方式実施ガイドライン」において、公募型を原則とすること、その選定結果をホームページ上で公表することが規定されている。</p> <p>(行財政局)</p>	<p>他の方法で対応</p>
<p>II. 個別の委託契約の監査結果</p> <p>2. 行財政局</p> <p><指摘事項-5></p> <p>この契約内容は受託者の特別な知識・技術によることなく、一般的な印刷技術を持っている多くの業者が成しえるものである。それであるが故に「見積合せ」という価格競争だけで業者を選定している。</p> <p>本件は価格のみによる競争が可能なものであり競争入札を実施すべきである。</p>	<p>契約監理課と協議の上、本契約が経理契約になじまないとみなされた理由である「デザインを業者から複数案提示させる」という仕様内容を仕様書上から削除し、令和2年度契約より経理契約による競争入札を実施することとした。</p>	<p>措置済</p>

監査結果の概要	措置内容	措置状況
	(行財政局)	
<p>3、市民参画推進局 <指摘事項-8> 公共建築物定期点検業務は一定の有資格者がなしえる業務で、かつ有資格者であれば一定の点検水準結果が当然に期待できるものである。実際に市の業者選定方法も見積合せにより価格だけで選定しており、仕様書も詳細なものである。また、市内業者に限っても65者ほどの当該業務対応可能な者が存在している。 当該契約は委託契約であっても競争入札で業者選定すべきものである。</p>	<p>令和元年度より仕様書を一部改定し、競争入札による業者選定を行った。 (企画調整局)</p>	措置済
<p>8、建設局 <意見-16> ホームページで公表することを検討されたい。 意見-2を参照。</p>	<p>令和2年3月26日付の契約監理課の通知に基づき、引き続き競争性の確保に取り組んでいく。 (建設局)</p>	他の方法で対応
<p>10、みなと総局 <指摘事項-30> 市は経理契約できない理由として地方自治法施行令167条の2第1項第2号「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」を挙げている。 この点、所管課の見解として、「台風が襲来した際の作業内容は、作業員が現地の地形や利用状況等を確認し、その場で予想される被害状況を判断し、対策を講じる必要がある。具体例として土嚢を積みあげる際、神戸港内の潮位は接近する台風の進路や大きさ等により、場所ごとに異なる。現地で潮の高さや波浪の向き等を確認したうえで、土嚢の設置延長や高さ・方向を決定する必要があり、これらの作業内容を仕様書に記載することは不可能である。緊急時の作業員については、災害時の作業員の確保を事前に依頼するため下請け業者を事前に決める必要があるが、夜間や緊急時には市の判断を仰ぐ時間の余裕もない為、その時期や作業量は元請けである受託者の判断にまかせる必要がある。緊急時の作業員についても同じく仕様書に記載することは不可能であり、経理契約になじまない事業である。」との回答を得ている。 しかし、土嚢の高さや場所、作業員の細やかな作業全てを仕様書に記載しなければ、経理契約にできないとは考えられない。同様の契約で経理契約の上、競争入札を行っている例は存在する。したがって、委託契約ではなく、経理契約(その他請負)に該当するものであり、経済性、公平性の観点から、競争入札を行うべきである。</p>	<p>令和元年度からは、経理契約による競争入札で行っている。 (みなと総局)</p>	措置済
<p><意見-18> 当該契約は形式的には簡易プロポーザル方式による選定としているが、外形的には特命随意契約であると見られかねない。特命随意契約かつ契約金額が100万円超の契約についてはホームページで公表するよう検討されたい。</p>	<p>令和2年3月26日付の契約監理課の通知に基づき、引き続き競争性の確保に取り組んでいく。 (港湾局)</p>	他の方法で対応

監査結果の概要	措置内容	措置状況
意見-3を参照。		
11、消防局 <意見-20> ホームページに公表することを検討されたい。 意見-2を参照。	令和2年3月26日付の契約監理課の通知に基づき、引き続き競争性の確保に取り組んでいく。 (消防局)	他の方法で対応
12、教育委員会事務局 <意見-24> 長期継続契約では契約期間は3年以下の範囲内において定めるものとし、行財政局長が特に必要があると認めるときに限り3年を超えて契約期間を定めることができるとされている。長期継続契約との整合性を考慮すれば、本件のように単年度契約であっても3年を超える期間を前提としている場合には、長期継続契約と同様に行財政局長がかかわる仕組みを構築することが望ましいことに留意されたい。	本契約は履行するにあたって人員の確保が非常に困難なこと・調理等業務の確実な履行には一定期間のノウハウを蓄積する期間が必要なことから、5年間の契約を前提とした単年度契約を行っている。契約監理課に確認したところ、5年間の契約を前提とした単年度契約で行財政局長の合議をとることは難しいとの回答であった。 そのため、次回新規契約時には、債務負担行為による契約を局内にて検討を行う。昨年度については、予算確保の面から慎重に実施を検討する必要性があり見送ったが、今年度は予算確保を前提に実施の検討を行う。 (教育委員会事務局)	措置済
Ⅲ. 指定管理料の監査結果 2、平成28年度の施設全体の指摘事項等 <指摘事項-42> 各指定管理者から年度毎に提出されている「管理に係る経費及び自主事業に係る経費の収支状況」(収支報告書)は施設により様式が全く不統一であり、不明瞭な様式で提出している施設も多い。 収支報告書がこのような状況であると指定管理料の妥当性の把握、指定管理者間の比較可能性、モニタリングの有効性に支障が出る可能性があるため、指定管理運用マニュアル等で様式を統一すべきである。 またマニュアルには作成上の注意事項(自主事業との適切な区分、間接経費の適切な使用等)も記載した上で、適切な収支計算書が作成されるよう所管局が指導すべきである。	指定管理者制度を導入している施設は多様に渡るため、全ての施設における統一的な様式を定めることは難しいと考えている。 しかしながら、施設運営のコストを把握することは重要であり、マニュアルにも記載している通り、引続き自主事業との適切な区分、間接経費の基準等を明確にした上で、収支を報告するよう求め、適切な収支計算書が作成されるようにしたい。今後もマニュアルの周知をしていく。 (行財政局)	他の方法で対応
<意見-25> 事業計画の確認状況については、どの程度実施するか明確に決められておらず、市全体でみた場合には、ばらつきがみられるところである。 北須磨文化センターでは、指定管理者から提出された事業	指摘にある北須磨文化センターの例については、チェックシートの作成やモニタリングをコンサルティング会社に委託をして実施しており、全く同様の方法を	措置済

監査結果の概要	措置内容	措置状況
<p>計画書について、年度ごと（および四半期ごと）の計画に落とし込んだチェックシートにより、四半期ごとに進捗状況を確認しており、適切なモニタリングがなされている事例といえる。</p> <p>事業計画は指定管理の際の仕様書を反映したものであり、その履行状況の確認は重要なモニタリングの手続項目であることから、他の施設においても、同様のチェックシートにより事業計画の進捗の管理を詳細に行うようにされたい。</p>	<p>全施設に行くことは予算の面から難しいと考えているが、引き続きマニュアルに記載されている必要なモニタリング等を実施していくことで、適正な管理運営を図っていきたい。</p> <p style="text-align: right;">(行財政局)</p>	
<p><意見-26></p> <p>公募にあたってはインセンティブ導入を検討し、非公募の場合は公募に準じるとしているが、公募・非公募に関わらず、どのような性格の施設がインセンティブを原則として導入すべきかの基準を明確にし、仮にその基準に該当している施設がインセンティブを採用しない場合にはその理由を明示すべきことを運用マニュアル等に規定することが望まれる。</p>	<p>令和2年度中に予定している「運用マニュアル」改定において、インセンティブ導入施設の基準及び導入しない場合の理由明示を規定する。</p> <p style="text-align: right;">(行財政局)</p>	措置済
<p>3、平成28年度の施設別の監査結果</p> <p>保健福祉局</p> <p>①しあわせの村</p> <p><意見-29></p> <p>指定管理者制度は、公募で行うことが原則とされており、その趣旨は、公募により幅広い団体に応募を促し競争する環境を整えることであるが、市としてはそのような環境を整えていく責任があると考えます。</p> <p>そのためには、より積極的なインセンティブ制度を導入することや、投資計画によっては指定期間をより長期間に設定すること、また公募のやり方について現状分析を行い柔軟に見直していくこと等により、公募がより競争的となるよう検討されたい。</p>	<p>平成29年度より、しあわせの村全体のあり方検討を進めている。</p> <p>その中で、しあわせの村全体のマネジメント機能強化を図るため、最適な指定管理方法も検討しており、温泉健康センターのリニューアルについては、積極的な民間活力の導入に向けた公募を実施する予定である。</p> <p style="text-align: right;">(福祉局)</p>	措置済
<p>建設局</p> <p>⑧離宮公園</p> <p><意見-37></p> <p>離宮公園では指定管理が公募から非公募へと変更になったことに伴いインセンティブ制度が廃止されているが、非公募であってもより創意工夫をこらした集客策を実施してもらった仕組みとしてインセンティブを設定することが望ましいと考えられるため、今後導入を検討されたい。</p>	<p>全市の見直し方針を確認のうえ、離宮公園のポテンシャルを引き出すために、より魅力あるインセンティブの設定について指定管理者と協議を行っていく。</p> <p style="text-align: right;">(建設局)</p>	措置済